

## 沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業等の事業再構築を促進し、再チャレンジを後押しすることを目的に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が基金を造成して行う中小企業等事業再構築促進補助金（以下「国補助金」という。）への上乗せ補助を行うため、予算の範囲内で、沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 この要綱において、補助対象者とは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者であること。
- (2) 中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（以下「国補助金交付規程」という。）別紙1で定める中小企業者等であること（国補助金交付規程別紙1で定める中堅企業等及び対象リース会社は除く。）。
- (3) 国補助金の交付決定を受けた者であること。
- (4) 国補助金第8回又は第9回公募分の交付決定を受けた事業が令和6年4月1日から令和6年12月31日までに完了しており、令和7年3月31日までに国補助金の補助金確定通知書を受領する者であること。
- (5) 事業税に滞納がないこと。

### (補助事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第3条 補助事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別紙1のとおりとする。なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に必要書類を添付し、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- 2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - (1) 国補助金の交付申請書（別紙含む）の写し
  - (2) 国補助金の事業計画書の写し
  - (3) 国補助金の交付決定通知書の写し

- (4) 県内に主たる事業所を有することを確認するための書類。法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては開業届の写し又は確定申告書の写しをいう
- (5) 事業税の滞納がないことを確認するための書類  
事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書）。
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第5条 知事は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 知事が補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、国補助金の交付決定を受けた事業を令和6年12月31日までに完了させ、令和7年3月31日までに国補助金の補助金確定通知書を受領すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ様式第2による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金交付の目的等に従い、適正に管理すること。また、取得財産等の処分について知事の承認を受ける場合は、第15条第2項の規定により申請すること。
- (4) 補助事業者は、国補助金交付規程に基づき収益納付を命ぜられたときは、第16条第1項の規定により知事に報告すること。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、規則第7条の規定に基づき補助金の交付申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第3による交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、関係証拠書類とともに経理の状況を常に明確にし、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（債権譲渡の禁止）

第9条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第11条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

（補助金交付の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第4による実績報告書に必要書類を添付し、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 国補助金の補助事業実績報告書（別紙含む）の写し
- (2) 国補助金の補助金確定通知書の写し
- (3) 国補助金の交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更した場合は、当該変更に係る国の承認を証する書類の写し一式
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第 6 条第 2 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、前条に基づく補助金の額の通知を受けたときは、速やかに様式第 5 による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 この補助金は、精算払により交付する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 6 により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第 14 条第 4 項の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、次に掲げる場合には、第 5 条の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 規則、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前 2 項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納にかかる期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、取得財産等のうち、国補助金交付規程第 24 条第 1 項においてその処分が制限されている財産について、同条第 2 項に定める期間において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、様式第 7 による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるとき又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(収益納付)

第 16 条 補助事業者は、国補助金交付規程第 27 条に基づき収益納付を命ぜられたときは、様式第 8 による収益納付に係る報告書により知事に報告しなければならないものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合、その内容を確認し、補助事業の完了により、補助事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他補助事業の実施に基づき収益が生じたと認めた場合は、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 18 条 補助事業者は、別紙 2 「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものと

する。

(その他)

第 19 条 この要綱の規定にない書類等の様式及びその他事業の実施について必要な事項は、国補助金の交付規程等を参考のうえ、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。

2 本要綱は、令和 7 年 3 月 31 日に失効する。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別紙 1

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
国補助金の交付対象となる事業	国補助金の交付対象となる経費  ※ 消費税等（消費税及び地方消費税）は対象外とする	補助対象経費の 10 分の 1 以内	1,000 千円

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。
  - (1) 補助事業者として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 補助事業者として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて担当者等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を取引の相手方としません。
- 3 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。